

平成29年 2月 定例会（第327回） 03月09日-06号

第三百二十七回定例奈良県議会会議録 第六号

平成二十九年三月九日（木曜日）午後一時開議

○副議長（小泉米造） 次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子です。きのうが誕生日でございました。私は、毎年誕生日に健診を受けています。全く自覚がなかったのに、五年前に進行性のがんが見つかりました。あのとき、もし健診を受けていなかったら、ここに立っていたかどうかわかりません。たくさんの方々に支えていただき、心から感謝をいたしております。「愛だけでは、守れないから、がん検診」、ぜひ積極的にがん検診を受けることをお勧めいたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、平和の権利宣言について知事に伺います。

ことは、憲法制定七十年です。戦争しない憲法のある国で、自衛隊の若者が南スーダンに送られ、PKO活動に参加しています。国会では、国際ボランティアセンターの今井氏の陳述で、自衛隊の活動する地域とは最も危険な地域であり、停戦合意が前提のPKO五原則は崩れていると陳述しています。人口の半数が食料不足で飢餓に見舞われ、こうした地域があり、三百万人が避難民になっています。稲田防衛大臣は、自衛隊の日報をめぐり、戦闘を武力衝突と言いかえましたが、自衛官の危険は変わりません。戦前の情報操作による大本營の発表と同じです。

自衛官の息子さんが南スーダンに送られている母親が、派遣差し止め訴訟に立ち上がり、二月二十一日札幌地裁で意見陳述が行われました。私の息子に限らず、自衛官が安保関連法による任務で危険にさらされているのは耐えがたい苦痛です。誰の子どもも殺させてはなりませんと撤回を強く求めました。国連では、平和に生きる権利を全ての人に認める平和の権利宣言が二〇一六年十二月十九日、国連総会で採択されました。投票結果は、賛成百三十一カ国、反対三十四カ国、棄権十九カ国でした。日本政府は反対をいたしました。日本国憲法の前文に掲げております理念、我らは全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有するが反映されたものになりました。第一条には、全ての人、全ての人権が促進及び保障され、発展が十分実現できるような、平和を享受する権利を有すると書かれています。国家が関与する戦争や紛争に、個人が人権侵害と反対できる根拠になる宣言です。

奈良県議会では、昭和六十三年に、国際文化観光・平和県宣言の決議が上がりました。東アジア地方政府会合では、地方政府の交流が平和の基礎を築く、こうした考えの交流が行われております。憲法制定七十年を迎える今改めて、国連が核兵器の廃絶と全ての人

平和のうちに生存する権利を有することを掲げた平和の権利宣言を受け、奈良県として具体的な行動計画をつくり、取り組んではどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、過労死を生み出さない奈良県づくりについて質問します。

安倍政権の、働き方改革の議論が始まっています。過労死水準を月に百時間、年間七百二十時間の残業を合法化して、残業代ゼロ制度の導入を目指すもので、とんでもないという声が上がっています。長時間労働は、働く人の体と心の健康を傷つけ、家族や子育て、地域社会など日本社会の健全な発展にも大きな妨げになっています。日本共産党は、三月三日、長時間労働解消、過労死根絶の緊急提案を発表いたしました。提案では、週に十五時間、月四十五時間、年三百六十時間以内に規制し、割り増し残業代の支払い強化を提起しています。

県庁職場の残業問題の深刻な実態が明らかになりました。労働基準法では一日八時間、週四十時間以上、働かせてはならないとされています。やむなく残業させる場合は、三六協定に基づき、月に四十五時間、年間三百六十時間を上限にしています。県庁では、時間外勤務等取扱要綱において、月に三十時間、年間三百時間と定めています。奈良県の本庁以外の三六協定が適用される職場は、あと一職場を除いて三六協定の提携が既に行われております。

昨年、日本共産党が県議会の委員会や本会議の質問を通じて、残業実態を明らかにしてまいりました。平成二十七年十二月、平成二十八年一月、二月の三カ月間に深夜残業手当が支給された本庁所属における超過勤務手当の時間数では、三カ月の合計が平均で百七十五時間でした。これは総残業時間一万八千三百七十一時間を深夜残業した人数百五人で割ったものです。

三カ月間連続で深夜残業が行われていた職場は七職場です。中でも、財政課、人事課が突出しています。三カ月の残業が三百時間を超える人は二十八人、その中でも四百時間を超える人が十人おりました。最も多い人で四百五十時間です。毎月百時間を超える残業が三カ月続いた人は十人です。年間残業時間の目安三百六十時間を三カ月で超えている異常な実態が明らかになりました。息子さんが県庁で働いているあるお母さんからは、帰ってくるのがいつも夜中、早朝まで仕事をしてそのまま仕事のときもある、職場では鬱病や死にたいという人など深刻、このままでは体がもたない、何とかしてほしいとの声が寄せられています。

この間、県庁内ではさまざまな取り組みがされておりますが、長時間残業問題はますますひどくなっております。これは、平成二十七年と平成二十八年の十二月を比べたものです。人事課、財政課で平成二十七年は過労死ラインの八十時間以上の残業が二十九人、そして百六十時間を超えたのが八人でした。平成二十八年の十二月では、八十時間を上回る残業が二十八人、過労死ラインの二倍に当たる百六十時間を超える人が昨年より四名ふえて十二名おり、最高百六十八時間です。これは、一日に二日分の労働をすることになり、

残りの八時間で全てを行うことは睡眠を削るほかありません。慢性的長時間労働によって、日本人の睡眠不足が重大な経済損失をもたらしている調査結果も出ております。

また、平成二十八年十二月、本庁の各職場の総残業時間が二万三百九十二時間、これは八時間労働のフルタイム、月百六十時間に換算しますと百二十七・四人分に当たります。知事部局の各職場の定員に対して、欠員が三月七日現在で百四十七人、これは昨年六月九日、百三十六名だったので、わずか半年で欠員が十一名もふえています。常に定員どおりの人が配置されていれば、残業をなくすことは可能です。必要な人員はふやすべきだと考えます。過労死が出てからでは間に合いません。そのためには、労働と次の労働までの間を十一時間あけるというE U並みのインターバル制度の導入も県庁に取り入れるべきと考えます。現場の知恵を出し合い、不要な仕事を減らすことも重要です。

そこで、知事に伺います。

奈良県最大の職場である県庁の働き方は、県内の自治体をはじめ多くの企業に多大な影響を与えることになり、県庁の長時間労働の改善は緊急の課題と考えますが、どのように改善しようとしているのか、お聞かせください。

次に、子どもの医療費助成について質問します。これは、岡議員も質問をされておりますけれども、もう一度聞かせていただきます。

奈良県では昨年八月の診療分から、子どもの医療費助成を通院についても中学卒業までを対象にし、助成対象範囲を拡大されました。しかし、助成の方法は、一旦医療機関の窓口で二割か三割の自己負担分の支払いを行った上で、外来であれば一レセプト当たり月に五百円または一千円の定額一部負担金を差し引かれた額が後から払い戻しになるという方法です。これでは窓口での支払いが大変で、小児科では給料日前になると子どもの受診が減るという声も聞いております。窓口でもお金の負担なく医療が受けられるようにという声は大変大きいものがあります。

このような窓口での負担がない現物給付方式導入の妨げとなる国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、全国的な廃止を求める声に押されて、厚生労働省は二〇一八年四月一日より、未就学児までの医療費の助成については減額調整措置の対象としないという方針を決定いたしました。

そこで、知事に伺います。

奈良県においては、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置廃止の方針を受け、子ども医療費助成制度への現物給付方式の導入に向けて、どのように対応をしようとしているのか伺います。

また、二番目には、未就学児について現物給付方式を導入するだけでなく、小学生、中学生も含め、定額一部負担もない窓口払いの完全な無償化を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みについて質問します。

格差と貧困の広がり、全世界の大金持ち八人の所得と地球の人口七十二億人の半数、三十六億人の所得が同じという驚くべき事態に進んでいます。

下流老人、女性の貧困、若者の貧困、子どもの貧困と言われ、身近に寄せられる相談も生活苦に関するものがふえています。貧困率は一六・一%で、OECDの中でワースト六位、子どもの貧困は一六・一%になり、貧困の連鎖が深刻です。働きながら生活保護水準以下の収入しかないワーキングプアは、就労世帯の約一割、貯蓄ゼロの世帯は三割になっています。この国と日本経済の持続的可能な発展にとっても、貧困の連鎖を断ち切る対策が必要です。

生活保護は、憲法第二十五条、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとして最低基準が定められています。私に寄せられる相談の多くが、生活保護を受けたいが自分の生活と照らし合わせて受けられるかどうかというものです。あるいは、客観的に見てかなりの困窮状態にあるにもかかわらず、生活保護は持ち家があれば受けられないなど、最初から諦めている人もたくさんおられます。また、生活保護だけは受けたくないと思っている人もたくさんいます。我が国では、生活保護基準以下なのに実際に保護を受けている人の割合は二割と少なく、最低基準以下の生活を余儀なくされている方がかなりの数になっています。生活保護の目的は自立の助長であり、とことん困って借金でどうにもならなくなって生活保護に行き着くのではなく、それまでにできる支援を早く行うことで、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立助長をするべきと考えます。

私は、医療現場で十九年間医療ソーシャルワーカーをしてまいりましたので、世帯の年齢構成や家賃、医療費などから最低保護基準を計算して相談に乗ってまいりました。現在、奈良県のホームページで紹介されております生活保護の説明では、困ってもなかなか相談につながらないように感じます。現在国では、最低基準が定められています。生活保護の基準として定められていますが、住む場所や年齢、世帯の構成や収入状況で具体的な保護基準が違ってきます。また、急な支出の場合に利用できる一時扶助など、誰にでもわかるようにするべきだと考えます。

そこで、健康福祉部長に伺います。

生活保護基準を県のホームページに掲載し、見える化を進めることで、本当に困ったときの相談につながると考えますが、いかがでしょうか。

また、生活保護には陥らないために、平成二十七年四月からスタートいたしました生活困窮者自立支援制度は、非常に重要なものであると考えますが、これまでの制度の運用状況についてお伺いいたします。

次に、小規模企業振興基本条例について伺います。

中小企業基本法では、小規模企業とはおおむね常時使用する従業員の数が二十人、商業、またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五人以下の事業所というように定めています。奈良県では、事業所の八六・三%の事業所が小規模企業で、全国平均よりも一・二%高く、また常用雇用者数では二四・八%を占め、これも全国平均より一

○・二ポイントも高く、従業員の総数では三八・五％と、全国平均より一五ポイントも高く、奈良県経済で大変重要な役割を担っています。

経済のグローバル化が進む中で、東京一極集中が進み、地域経済が衰退しています。こんなときこそ、地域の実情に合った独自の産業政策が求められています。大型公共事業と企業誘致が、地域活性化につながるという神話は崩れました。地域が豊かになることは、地域にある経済主体である、企業、商店、農家、協同組合、NPO、地方自治体など、毎年地域に再投資を繰り返し、仕事と雇用を生み出し、住民の暮らしが持続可能であるようにしていくことです。その鍵を握るのが、小規模企業です。

今議会に、小規模企業基本条例が提案されました。私も、商工団体連合会の皆さんから事前に説明会を持ってほしいとの要望をいただき、昨年、県の担当者から説明をいただく勉強会を開かせていただきました。そのときに出された意見が、自分たちのことがどこに書かれているのか、これをつくることでどのようなことができるのか、日ごろからもっと業者の実態を知ってほしいなど、さまざまな意見が出されていました。今回、パブリックコメントでは七十件の意見が寄せられたと伺い、この条例に県民の方々が並々ならぬ期待をされていることを痛感しています。

そこで、産業・雇用振興部長に二点伺います。

県はパブリックコメントにおいて、条例の骨子案を示し、県民から意見を求められましたが、寄せられた多くの意見を今回提案された条例案にどのように反映されたか、伺います。

また、地域では人口減少で仕事や顧客の減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷によって売り上げや事業所の減少、経営者層の高齢化で後継者がいない、人手不足など多くの課題を抱えています。

制度の周知や相談窓口の設置、また実際に活用する場合の申請手続の煩雑化の解消など、小規模企業が抱える困難を具体的に支援できる施策が必要だと考えます。県はこの条例の施行を機に、どのような施策で小規模企業を支援されるのか、あわせて伺います。

最後に、小中一貫校の教育について質問します。

二〇一六年四月から、学校教育法の改正により小中一貫教育が制度化されました。地元の王寺町でも小中一貫校の方向が示され、住民の不安が広がっています。計画では二つの中学と三つの小学校を二つの義務教育学校にして、毎年学年段階の区切りを四・三・二とする小中一貫のカリキュラムを進めようというものです。これによって、小学校のークラスの人数はふえ、一千人を超える大規模校ができることとなります。現在の王寺中学校の敷地に建設が予定されており、グラウンドや体育館、プールなどの広さが確保できないのではないかと心配されています。

タウンミーティングやスクールミーティングでも、今ある学校をなくさないで、もっと丁寧な話し合いが必要、時期尚早との声が出されています。私も総合教育会議の傍聴をさせていただきました。委員の方々からは真剣な意見が出され、住民の声も反映されて丁寧

な運営がされておりました。しかし、具体的な教育の中身については、情報が不足していると感じました。

単なる学校統廃合になれば、地域の学校をなくさないでと反対の声が挙がりますが、小中一貫で中一ギャップの解消や学力の向上などと言われると、よくわからないままに進められる危険性があります。

国では公聴会に参考人を呼んで意見を聞いておりますが、早期に導入した品川区の小中一貫校の実態が紹介されました。小中一貫校の目的は学校の統廃合、小学校五年、六年生の活躍の場の消失、前倒しの詰め込みでカリキュラムと行政による教育内容の不当な支配の危険性、一貫校であるのに多くの生徒が転出、中学一年生で約半数が外部から入学してくるなどが指摘されています。さらに、一貫校設置には教育学的根拠もなく、具体的な検証もないと述べられております。品川区の小中一貫校では、いじめが原因と考えられた自殺事件が相次ぎました。教員が情報や問題意識を共有する日常的な会議も行われなかった、独自カリキュラムの導入や授業時間の増加で教職員の休日出勤が恒常化している実態があり、学校の規模が大き過ぎるために、子どもたちの中で起こっている問題が見えないという意見が出ております。

そこで、教育長に三点お伺いします。

まず、現在奈良県では既に小中一貫教育が実施されている自治体や今後導入が検討されている自治体があると聞いておりますが、現状をお聞かせください。

次に、小・中学校におけます適正な学校の規模とはどのようなものなのでしょうか。

また、県教育委員会として、小中一貫校のメリットもデメリットも適切に情報発信し、各自治体において住民の合意が得られるよう、丁寧で慎重な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

これで、第一問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十二番今井議員のご質問が三問私にございました。

第一問目は、平和への権利宣言についての取り組みのご質問でございます。

外交問題でございますが、外交は国の専権事項でございます。国連で採択された平和への権利宣言そのものや、それに対する政府の姿勢については、地域の福利向上をもつぱらの責務といたします地方行政を担わせていただいている私の立場で申し上げるべきものではないと考えます。県政をお預かりする知事の立場で平和への取り組みについて申し上げますと、これまでの議会での答弁の繰り返しになりますが、地方自治の実践こそが平和を志向する国家を支えることになると思っております。

地方自治が基軸になって、国家の平和志向を支えている国の話を最近二つ耳にしております。一つは、一昨年、奈良県と友好提携協定を結びましたスイスのベルン州でございます。

すが、世界で最も強固な地方自治を実践されております。そのスイスは永世中立平和主義の国でもございます。また、一方、歴史的にはハプスブルク家との戦いで三つの地方政府カントンが協約して戦い、独立して連邦国家をつくった国でもございます。また、奈良県のムジークフェストならの開催をきっかけに仲よくなりましたドイツの前総領事カールステンさんは、ドイツにおける連邦制の堅持こそが平和国家ドイツの維持に結びついていることを常に強調されておられました。

私は、国家レベルの取り組みだけでなく、地方政府同士や民間同士の外国との交流などの取り組みも、平和につながる大変有意義なものだと考えております。最近の東アジアの状況の中でも、大変重要になってきていると思います。議員も言及されました東アジア地方政府会合や東アジア・サマースクールなど、東アジアとの交流は必ず東アジア諸国との相互理解の進展や平和的な関係の構築につながるものと考えております。

本県は、東アジアのみならず、ユーラシアとの交流の中で高度な文明を受け入れ、日本の歴史の中でも誇るべき国際性を有し、数多くの友好交流の歴史を伝える文化遺産やゆかりがございます。先日も、イランの女性副大統領がわざわざ奈良までお越しになりました。奈良とのかつてのゆかりを理解するためのご訪問でございました。今後も、歴史につながるの深い地域などと、地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、永続的な平和を希求する機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

超過勤務についてのご質問がございました。改善の方向性についてのご質問だと理解いたします。

超過勤務は、職員みずからの判断によるものではなく、所属長をはじめとする管理監督者が、真に超過勤務が必要な職員に対してのみ、適切に超過勤務を命じることが基本中の基本であると思います。このようなしっかりしたマネジメントの徹底が超過勤務の縮減につながるものと考えております。

このことから、働き方にメリハリをつけ、自身の健康管理と公私ともに充実した日々が過ごせるよう、毎週水曜日を定時退庁日に設定し、人事課と職員労働組合が連携して各所属を巡回され、超過勤務命令のない職員がいた所属長に注意文書を発行するなど、管理監督者及び職員に注意喚起を促す取り組みを実施し始めました。また、庁議の場で、注意文書の発行枚数を報告させることで、管理責任者の退勤管理の見える化をするとともに、時期による業務の偏りなどの把握にも努めているところでございます。議会のある時期は、議会の答弁を作成する財政課の職員の残業が極めてふえますが、そのことについてはご理解を願いたいと思います。

さらに、今年度は新たに、各部内の繁閑調整や超過勤務の縮減の取り組みをさらに推進するため、各部次長を企画管理室長事務取扱にしておりますが、組織・人事管理責任者としての発令を行い、事前命令の徹底や部局内各所属の繁忙の状況や職員の超過勤務の状況の把握に努め、適時に必要な措置を講ずることができるよう徹底を図っております。

そのほかの新しい取り組みも進めたいと考えております。三つほどございます。一つは、勤務時間管理の適正化に係る文書を発出する予定でございます。職員の出退勤管理の徹底を図りたいと思います。来年度の新しい取り組みといたしまして、十九日十九時完全消灯の実施の拡大や（仮称）時間外勤務対策プロジェクトチームを設置し、現状の認識と対策の徹底をしたいと思います。三つ目は、会議の効率化や資料の削減等の取り組みを私から率先して進めるとともに、効率的な業務マネジメントを管理職の人事評価項目に組み込むことをしたいと思います。このような取り組みでございますが、それを充実させ、超過勤務の縮減につながればと考えております。

今後とも、長時間労働の是正に向けましては、所属長をはじめとする管理監督者がしっかりとマネジメントを行い、真に必要な職員に対して適切な超過勤務を命ずる一方、事前命令のない職員をしっかりと帰らせることが重要でございます。これを周知徹底し、取り組んでいきたいと考えております。

子ども医療費助成制度について二つご質問がございました。

まず、子ども医療費助成制度の現物給付方式導入へ向けた県の対応についてのお尋ねでございます。先日、岡議員の代表質問に答弁いたしました。未就学児までを対象に現物給付方式を導入するかどうかについては、本年度、中学生の通院まで助成対象に引き上げたときと同様に、助成事業の実施主体であります全市町村の合意形成が前提と考えております。これを基本に、未就学児までを対象に現物給付方式を導入するに当たっての課題を整理し、認識を共有化することを目的に、県と市町村による勉強会の開催について、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、現物給付方式を小・中学生にも導入し、定額一部負担金もなくし、医療機関での窓口払いを完全に無償化してはどうかのお尋ねでございます。今般の国の見直しは、未就学児までを対象に減額調整措置が廃止されるものでございます。

本県では、一旦窓口で自己負担金を支払っていただき、後日自動的に助成金を口座に振り込む自動償還方式を採用しております。この方式により、国民健康保険の減額調整措置を受けることなく、受給者の利便性を確保してきたところでございます。財政状況が厳しい国民健康保険の運営にとりまして、国庫負担金の確保は極めて重要であることに変わりはありませんので、未就学児までを対象とした現物給付方式の導入については、市町村と検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、定額一部負担金については、これを廃止した場合必要となる財源でございますが、現行制度の一・五倍となる約十八億円に膨らむと見込まれます。加えまして、今般の国の見直しでも議論となりましたが、医療費無償化による受診拡大等が医療保険制度や医療提供体制に与える影響も考慮する必要があるかと思っております。

子ども医療費助成制度を将来にわたり持続可能で安定的な制度とし、また、受給者の適正受診を確保する観点からも、定額一部負担金は必要と考えております。

私に対する質問は以上でございました。

○副議長（小泉米造） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には、生活保護基準の見える化について、また生活困窮者自立支援制度の運用状況についてのお尋ねでございます。

生活保護の受給決定に当たりましては、生活に困窮されている方がお住まいの市町村や年齢、世帯構成、収入状況、健康状態など、個々の状況を確認することが必要でございます。しかしながら、議員ご指摘の生活に困ったときの早期相談につなげることは大切でございますので、県のホームページにおいて、生活扶助の種類や内容、保護制度のQ & A等をわかりやすく掲載するなど、生活保護制度の見える化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が生活保護に至る前に手を差し伸べ、自立の促進を図るという観点から重要な制度でございます。このため、県におきましては、県社会福祉総合センター内に奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターを設置いたしまして、生活困窮者の支援に当たっているところでございます。その際、生活困窮状態から脱するためには、就労支援が最も重要な取り組みと考えております。このため、地域の民生委員やハローワーク等の関係者とネットワークを構築して支援に当たるなど、個別の課題に対応したチーム支援に取り組んでおります。この結果、平成二十七年四月の制度開始からことし一月末までに三百三十二名の方に就労支援を行い、そのうち約四〇%の百二十八名の方が就労につながっているところでございます。

さらに、相談者の中には、長期間ひきこもり等で就労経験が乏しく、すぐには就労に結びつかないケースもございます。このため、今年度から生活習慣の形成やビジネススキルの取得支援など、個々の状態に応じた就労準備支援を実施いたしてしております。さらに、来年度は、県が認定する就労訓練の受け入れ事業所を拡充するため、新たに専任職員を配置いたしまして、就労・自立支援の強化に取り組むなど、支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（小泉米造） 森田産業・雇用振興部長。

◎産業・雇用振興部長（森田康文） （登壇）四十二番今井議員の質問にお答えいたします。

私には、小規模企業振興基本条例につきましてパブリックコメントの反映の状況、それと具体的な支援策をどのように考えているのかという問いかけでございます。

まず、先般実施いたしましたパブリックコメントでは、六つの団体、お二人の個人から、議員ご指摘のとおり七十件の多様な意見が寄せられました。その内容、大きくは二つに分けられると考えております。一つ目は、小規模企業が置かれた厳しい現状に目を向け、事業の持続的な発展に軸足を置いた条例とするように求める意見、二つ目は、施策の実施に当たり、実態把握に努め、その実効性を高めるべきだという意見でございます。

まず一つ目につきましては、条例案の基本理念において、地域密着の多様な事業活動で、独自の商品・サービスを持ち、自主的な努力を続けている小規模企業の特徴が最大限発揮される環境整備を図ることで、小規模企業の事業の持続的な発展を促すということを掲げることとしております。

二つ目について、これまで事業者の皆さんの実態把握が重要と認識しまして取り組んでまいりましたが、新しい条例の施行を機に、その取り組みをさらに充実するなど、県の動きを活発化していきたいと考えております。条例案では、地域金融機関を含む小規模企業支援団体との連携を盛り込むことといたしました。また、小規模企業の実態に詳しい有識者のご意見をいただくなど、施策の実効性を一層高めていきたいと考えております。

次に、支援施策の推進に当たりまして、条例案に掲げております経営向上に有益な情報の提供、販路の開拓、資金供給といった八つの基本方針に沿って進めてまいります。具体的な例示を申し上げますと、来年度は新たに経営のノウハウを体系化した手引きを作成し有益な情報を提供する、あるいは各種支援メニューを飛躍のきっかけとしていただいて、活用していただいて、チャンスをつかんでいただけるように情報発信を工夫していきたいと考えております。また、地域の農産品で独自の新しい土産物をつくるといった農商工連携の促進、さらに県内各地で行われます文化、スポーツといったイベントによる誘客をご商売につなげていただくような場づくりなど、県庁の部局が連携したきめ細かな支援を進めることで、努力する小規模企業の事業活動に弾みをつけていっていただきたいと考えております。

変化が激しい時代の中で、新条例が、努力し続ける小規模企業の味方となりまして、小規模企業にその力を存分に発揮していただけますよう、またグローバルニッチトップを目指す小さくても強い企業、小さくても永く続く企業をふやしていただくため、県としても環境の整備、充実に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○副議長（小泉米造） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、小中一貫教育について三つの観点からのお尋ねでございます。

小中一貫教育は、義務教育九年間を一つのまとまりとして捉え、小・中学校が連携をより強固にして子どもたちの学習指導、生活指導を充実させ、学力の向上や豊かな人間性を育成することを狙いといたしております。

今年度県下におきましては、小中一貫教育を導入している市町村は三市二村の五市村でございます。また、今後導入を、五條市、王寺町において検討していると聞いております。次に、適正な学校の規模についてでございますが、学校教育法改正施行規則には、小・中学校ともに十二学級以上、十八学級以下が標準と示されており、小中一貫教育を行う新たな学校として平成二十八年度から設置可能となった義務教育学校は十八学級以上二十七学級以下が標準となっております。

小中一貫教育導入に当たってのメリットといたしましては、九年間を見通した系統的な教育を行うことによる学習意欲の向上や、中学校進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる中一ギャップの解消などが上げられております。一方、新たな取り組みに対して保護者が不安を感じる場合もあることから、保護者や地域住民の声を丁寧に取り、ビジョン・目標を共有し、地域一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校への転換を図ることが重要でございます。

いずれにいたしましても、市町村立の学校における小中一貫教育の導入は、設置者である市町村教育委員会の判断となりますけれども、県教育委員会では制度の導入を検討している自治体に対しては、国や県での先行事例の成果や課題などの情報提供、また必要に応じて設置協議会に指導主事を派遣するなど、適切に支援をしております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○副議長（小泉米造） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

平和の問題でございます。これは、今被爆者国際署名が世界で数億人の規模で取り組もうという大きな提起がされてきておりまして、平和首長会議も一緒に取り組むというようなことになっております。奈良県は、三十九の市町村全部、平和首長会議に参加をしているというようなところでございまして、私は知事もぜひ積極的に署名の拡大にご協力いただきたいと思うわけですが、東アジア地方政府会合の中で、平和首長会議に入っているところを調べましたら、二つの自治体、中国の成都、「成る」という字に「都」、それからベトナムのフエ、それ以外は加入をしておりますけれども、ぜひつながりで声をかけていただけたらいいなというふうに思いますので、これはお願いをしておきたいと思っております。

それから、職員の働き方の問題です。知事は、職員の議会の質問をする、そういう時期は残業がふえるのだから、ちょっと我慢してほしいんだというようなことを言われたのですけれども、しかし資料にも出させていただきましたが、月に八十時間、それから百六十

時間を超えて働いているという職員の方がいらっしゃるということについては、どのように認識をされているのか、この点について伺いをしたいと思います。

欠員ですけれども、半年間で十一人も欠員がふえているというような状況です。一昔前であれば、公務員といいますのは一番なりたい仕事ということで選ばれていたわけで、最近はなかなか来てもらえないというようなこともあるかもしれませんが、欠員、何で人が来てくれないのか、知事、何か考えていることがありましたらお尋ねをしたいと思いますふうに思います。

それから、子どもの医療費の問題につきましては、ぜひ無償化をしていただきたいと思いますっております。

貧困の問題では、ホームページに詳しいことを掲載していただくということでございますので、それについてはぜひ前に進めていただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思っております。

小規模企業振興基本条例、本当に多くの皆さんが、やっと自分たちが何かかかわることができるのだという、そういう思いで受けとめておりますので、積極的に進めていただきたいと思いますと思っております。

小中一貫の問題ですけれども、小中一貫では分離をする場合と、小中が一緒になる場合とありますが、やり方といたしましていけるのかどうかということですね。王寺町の場合でしたら、王寺北小学校を廃止する方向ですけれども、不登校が一人もいないのです。そういう学校を潰してはもったいないという意見がありまして、小中一貫のところと、それからそれと分離して連携をするというようなやり方というのは可能なのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 私に対しましては、職員の働き方についての再質問でございます。

一つは、偏在でございますが、大変長くたくさん残業される部局があるということでございますが、偏在は部局への偏在と季節への偏在、両方あるように思います。財政課が、やり玉に挙がっておりますけれども、財政課は部局の偏在とともに季節の偏在がある面でございます。常時、もちろん議会があるわけではございませんので、財政も予算編成はございますけれども、年がら年中というわけでもございません。そのような季節偏在があるところは、どのようにすればいいのか、季節だけ定員をふやすという器用なことができないのが、季節偏在の悩みでございます。これまでの手法といたしましては、忙しいときは残業、我慢してくれと、そのかわり、暇なときはたっぷり休んでくれという、そのようなやり方が伝統的でございます。そのようなことで疲労が回復するのかどうか、今風に考えると難しいところがあるように思うわけでございますが、季節偏在または部局偏在については、もう少し考えて検討していただかなければいけないことだと思っております。もう少し勉強

しなければいけないというふうに受け取らせていただきました。全部局にわたって、このようなテレビを見ておられる方は印象、全部すごい働いているのだぞと、思っていたことは多少ありがたいことでもありますけれども、全部財政課みたいに働いているのだということではないわけでございますので、部局偏在、季節偏在をどのように解決するかというのは、知恵が要るように思いますので勉強を続けたいと、今まで勉強しているところでございますが、日本のいろいろな職場では同じようなことがありますので、定員の増加だけではなかなかいかないということでございます。

もう一つは、欠員についてのご質問がございました。欠員も最近目立ってきているように思っております。欠員の理由というのは、いろいろありまして、募集しても来られない場合があったり、たまたまやめられる方も出ることが重なったりといった事情がいろいろあるようでございますので、欠員の生じた事由を、もう少しつぶさに勉強させていただきたいというふうに思います。

○副議長（小泉米造） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） 小中一貫教育におきましても、校舎が別々のケース、離れている場合の小中一貫教育、これは奈良市が取り入れておりますけれども、校舎が一体型になっても小中一貫教育、先生が別々に小と中に配置されるケース、それから今年度できました義務教育学校というのは小中、先生方がともに同じ免許、小中の免許を持っているケースと、形態はいろいろございますので、議員が先ほどおっしゃいました形態もとれると思っておりますけれども、結局はビジョン、目標というものは何かということによって、制度をしっかり設計していく必要があると思っております。

○副議長（小泉米造） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） 本当に過労死を出さないということで、ぜひ具体的な対策を進めていただきたいことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。